

岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び岸和田市地域防災計画に基づき、地域住民による自主的な防災福祉コミュニティの結成及び育成を図るため、本市における防災福祉コミュニティの登録について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「防災福祉コミュニティ」とは、地域住民が自主的、自発的に地域の防災対策等を確立するため設立し、運営する組織をいう。

(登録の申請)

第3条 防災福祉コミュニティとして登録を受けようとするものは、岸和田市防災福祉コミュニティ登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 防災福祉コミュニティの規約
- (2) 防災福祉コミュニティ役員名簿（様式第2号）
- (3) 年間活動計画書（様式第3号）
- (4) 組織編成図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(登録)

第4条 市長は、第3条による申請があった時は、その内容を審査し、相当と認めた時は、岸和田市防災福祉コミュニティ登録簿（様式第4号）に登録するものとする。

(変更の届出)

第5条 第4条の規定により登録を受けた防災福祉コミュニティは、登録された事項に変更があったときは、岸和田市防災福祉コミュニティ登録変更届（様式第5号）により、その旨を市長に届けなければならない。

(活動に対する補助)

第6条 市長は、この要綱の規定に基づき、登録された防災福祉コミュニティの活動を支援するため、別に定めるところにより補助を行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年7月7日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

岸和田市長 様

（申請者） 組 織 名 称

住 所

代表者氏名

岸和田市防災福祉コミュニティ登録申請書

岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱第3条の規定により、防災福祉コミュニティの登録を申請します。

名 称		
所在地		
町会・自治会名 注1)		
規模（世帯数） 注1)		
結成年月日		
代 表 者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	携帯電話番号	

（添付書類）

- (1) 防災福祉コミュニティの規約
- (2) 防災福祉コミュニティ役員名簿（様式第2号）
- (3) 年間活動計画書（様式第3号）
- (4) 組織編成図
- (5) その他市長が必要と認める書類

注1）市民協議会（校区）防災部会等で登録される場合は、組織される町会・自治会名を全て記入していただき、規模（世帯数）については、町会・自治会別で記入してください。

年間活動計画書

4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

岸和田市長 様

（申請者） 組 織 名 称

住 所

代表者氏名

岸和田市防災福祉コミュニティ登録変更届

岸和田市防災福祉コミュニティ登録要綱第5条の規定により、防災福祉コミュニティの登録内容の変更について届け出ます。

変更する項目	変更前	変更後

（添付書類）

- 防災福祉コミュニティの規約（変更後の規約）
- 防災福祉コミュニティ役員名簿（様式第2号）（変更後の役員名簿）
- 年間活動計画書（様式第3号）（変更後の防災計画）
- 組織編成図（変更後の組織編成図）